◇大阪府監察医事務所

第４回大阪府死因調査等あり方検討会

資料３-1（修正分）

１．施設  
土地　　　705.55㎡　　建物　２階建て　のべ678,89㎡  
昭和36年築 平成2年 監察医事務所として改装  
平成19年度 耐震診断済

２．設備  
・解剖台２台＋ストレッチャー６台  
・排気　天井にHEPAフィルタ付換気扇２台  
　空気の流れは解剖台から天井に向けての流れ  
　※１０年間で5事例５人結核感染（発病無）あり  
・毒薬物化学検査機器  
　ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ他  
・病理組織検査機器  
　パラフィン溶融器、自動包埋装置、リトラトーム他

※検査の一部（インスリン、血中ミオグロビン、尿中ミオグロビン、CRP、HbA1c等）は外部委託で実施

３．職員体制

　１）所長　　　非常勤（平日９時から１２時）

　２）監察医　　非常勤４３名（所長含む）  
所属先(住所）大阪府内：１５名（法医学教室所属10名）  
　　　 　 近畿圏内：１１名（法医学教室所属　5名）  
　　　　　　その他　 ：１７名（長崎大学等１５施設）

　３）常勤職員　事務職３名　技術職６名（解剖助手１名、臨床検査技師５名）

４．解剖をする基準

　・検案した各監察医の判断による

５．解剖についての遺族からの承諾・遺族への説明

　・監察医解剖は、承諾を得る必要がないので、ご遺族の承諾は取っていない。解剖する旨は警察から連絡。

６．検体

　・監察医が必要と判断した場合、心臓血を採血し、－25度で全血保存（保存期間1年）

◇東京都監察医務院

１．施設（東京都文京区大塚4-21-18）

　土地　５,0２０.5７㎡　建物　５,５８４.4５㎡　平成２６年築

２．設備  
・解剖台6台（うち感染症解剖台1台）  
・換気：解剖室全体が陰圧室  
　空気は上から下に流れ、解剖台下のHEPAフィルターから排気  
・薬化学検査機器：  
　　ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析計、ﾍｯﾄﾞｽﾍﾟｰｽｻﾝﾌﾟﾗｰ付きｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ、  
　　高速液体ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ　他

　　　・病理組織検査機器：  
ﾊﾟﾗﾌｨﾝﾌﾞﾛｯｸ作成装置、自動包埋装置、薄切用ﾐｸﾛﾄｰﾑ、  
自動染色機　他

３．職員体制

　１）所長　　　　常勤

　２）監察医　　　常勤12名（所長含む） 非常勤５７名

　３）常勤職員　　事務職11名　技術職(臨床検査技師)14名

　４）非常勤職員　事務職11名　技術職10名

　　　（臨床検査技師６名、診療放射線技師４名）

４．解剖の基準

　　解剖実施は検案した各監察医が判断し、検案調書に解剖が必要と判断した理由を記載。

５．解剖に対する遺族への説明と承諾

　　監察医補佐から解剖の必要性を説明し納得を得る。承諾が困難な場合、監察医が説明する。ただし、承諾の書面は取っていない。

６．血液保存

　　ほとんどの遺体で薬化学検査を実施するため血液を採取し、全血を6ヵ月間冷蔵保存。必要な場合は、血清を5年間-30度で冷凍保存する。

◇兵庫県監察医務室

１．施設　事務室（県立健康生活科学研究所別館内　神戸市兵庫区荒田町）  
剖検室（神戸大学医学部基礎学舎内　神戸市中央区楠町）

２．職員体制

　１）所長　　　　常勤

　２）監察医　　　常勤1名（所長含む） 非常勤14名

　３）非常勤職員　事務職３名　技術職８名（解剖補助員）

３．解剖の基準

　　自殺以外は原則解剖を実施。

４．解剖に対する遺族からの承諾

　　警察が遺族から承諾を得、その写しを監察医務室で保管。

５．血液保存

　　基本全例全血を１年間冷蔵保存し、必要と判断した場合血清・血漿を5年間-70～８０度で冷凍保存する。

◇愛知県死因調査研究会

１．施設　特に設置していない

２．体制　県内4大学医学部の医学教室5名に委嘱

３．解剖の基準　検案したものは全例解剖（ただし自殺は除く）

　　監察医制度に基づく検案対象は、一律に定めたものはなく監察医の判断により、各年度5例程度実施している。

４．解剖に対する遺族からの承諾の有無は県としては把握していない。

５．血液の保存については県としては把握していない。

愛知県死因調査研究会とは、監察医の委嘱を受けた5名の医師による任意団体である。監察医解剖は、県からこの団体に委託している。

※（愛知県健康福祉部保健医療局医務国保課）

監察医制度を既に廃止した府県の状況

◇神奈川県

１．廃止年月日　平成27年3月末

２．検案体制  
神奈川県内における事件性のない異状死体については、警察が検案のみの実施とするか、その後解剖まで行うかを判断している。検案については、横浜市内の警察医のうち検案業務を行える検案医が対応している。

３．検案後解剖が必要とされた場合の体制  
上記検案の過程で必要に応じ警察と調整し、警察が解剖まで必要と判断したものは、死因身元調査法による解剖（Ｈ27年：558件）および承諾解剖として、解剖医（元監察医）又は県内４大学（横浜市立大学、東海大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学）の法医学教室に依頼し対応している。

なお、検案、解剖については、解剖医の事務所又は法医学教室で実施している。

※監察医制度廃止前後で実際の体制は変わっていない。

　　　　（神奈川県警察本部刑事部捜査第1課検視室）

◇京都府

１．廃止年月日　昭和60年7月

２．検案体制  
各警察署の委嘱した警察医が実施  
監察医制度廃止後かなりの期間が経過しているため比較できない。

※（京都府健康福祉部医療課）

３．検案後解剖が必要とされた場合の体制  
死因身元調査法による解剖として実施（Ｈ27年：10件）  
府内２大学（京都大学、京都医科大学）の法医学教室で実施

◇福岡県

１．廃止年月日　昭和60年7月

２．検案体制  
約3分の1は救急医が、残りの3分の2のほとんどは、各警察署が関係を築いた開業医（100名程度）が検案を行い、一部を警察医が実施している。

　　　　※（福岡県警察本部刑事部捜査第1課検視官室）

３．検案後解剖が必要とされた場合の体制  
死因身元調査法による解剖（Ｈ27年：48件）および承諾解剖  
県内４大学（九州大学、福岡大学、久留米大学、産業医科大学）の法医学教室で実施